

被処分者の氏名又は法人名称	行政書士法人リプル法務
登録番号又は法人番号	1500501、1500505
所属する単位会	岩手県行政書士会
事務所名称	行政書士法人リプル法務久慈本所、 行政書士法人リプル法務盛岡事務所
事務所所在地	岩手県久慈市栄町第37地割148番地1 岩手県盛岡市湯沢南一丁目1番1号
処分年月日	令和7年11月1日
処分の内容（種類）	会員権の停止1箇月
上記処分をした理由	・当該法人会員は、払出しを受けた職務上請求書にて他の法律で制限されている業務を行い、職務目的以外に不正使用していることが確認された。このことは、行政書士の信用・品位を害しており、行政書士法第1条の2第2項及び岩手県行政書士会会則第86条、第87条に違反している。
上記処分の根拠となった法令及び会則	行政書士法第1条の2第2項違反（業務） 行政書士法第10条違反（行政書士の責務） 行政書士法第13条違反（会則の遵守義務） 日本行政書士会連合会会則第59条違反（会員の責務） 日本行政書士会連合会会則第62条第1項違反（法令、会則の遵守等） 岩手県行政書士会会則第86条違反（責務） 岩手県行政書士会会則第87条違反（品位保持） 岩手県行政書士会会則第106条違反（会則等の遵守事項）